

別紙

土木部請負工事成績評定実施要領

（目的）

第1 この要領は、土木部及び交通政策局の所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として1件の当初請負金額が500万円を超える請負工事とし、請負金額の変更があっても対象とする工事は変更しない。

ただし、災害復旧及び災害の防止のために速やかな施工が求められる緊急の指示書等による工事で、具体的な設計図書が示されないまま現場の施工が概成するなど、施工管理、出来形や品質にかかる公正な評定が困難な応急工事は原則として評定の対象としない。

（評定者）

第3 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査職員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及び担当課長代理等とする。

2 土木工事以外の評定者は、検査職員及び監督員の他その所属する当該工事を総括する技術職員とすることができる。

（評定の方法）

第4 成績評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、別記様式第1により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。

5 評定にあたっては、別紙を参考とし、主任監督員は別紙—1、総括監督員又は担当課長代理等は別紙—2、検査職員は別紙—3により行うものとする。また、別紙—4「記入方法及び留意事項」（土木工事）及び別紙—5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

6 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙—6により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定にあたって適切に反映させるものとする。

（成績評定結果の報告）

第 5 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は成績評定を行ったときは、遅滞なく評定表を知事、地域振興局長、流域下水道事務所長（以下「知事等」という。）に提出するものとする。

（成績評定結果の通知）

第 6 知事等は、「工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の受注者に通知するものとする。

（評定の修正）

第 7 知事等は、第 6 の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 知事等は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

一部改正 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

一部改正 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

一部改正 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

一部改正 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

一部改正 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。